三　入院期間
四　その他必要な事項

第百五条の九第四項中「別紙様式第十三号による」及び「別紙様式第二十一号の四による」を削る。

第百五条の十一第一項に次の一号を加える。

六　払渡金融機関の名称及び預金通帳の記号番号

第百五条の十一第二項本文中「申請書」の下に「を提出する場合」を加え、「添付」を「併せて提出」に改め、同項ただし書中「添付」を「提出」に改め、同条第三項中「添付」を「併せて提出」に改める。

第百五条の十二第一項に次の一号を加える。

六　払渡金融機関の名称及び預金通帳の記号番号

第百六条第七項中「別紙様式第二十五号による」を「次に掲げる事項を記載した」に、「組合」を「、医師又は助産師による当該出産に関する事実を証明する証拠書類と併せて組合」に改め、同項に次の各号を加える。

一　組合員の氏名及び住所並びに組合員証の記号及び番号
二　出産した者及びその者が出産した子の氏名並びに出産年月日
三　請求金額並びに払渡金融機関の名称及び預金通帳の記号番号
四　その他必要な事項

第百六条第八項中「添付」を「併せて提出」に改める。

第百八条本文中「別紙様式第二十八号による」を「次に掲げる事項を記載した」に、「に市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区長とする。以下同じ。）」を「を、市町村長」に、「写」を「写し」に、「を添えて、」を「と併せて」に改め、同条ただし書中「写にかえ」を「写しに代え」に改め、同条に次の各号を加える。

一　組合員の氏名及び住所並びに組合員証の記号及び番号
二　死亡した者の氏名、生年月日及び性別並びにその者と組合員との続柄並びに死亡年月日及び埋葬年月日
三　請求金額並びに払渡金融機関の名称及び預金通帳の記号番号
四　その他必要な事項

第百九条第一項中「別紙様式第二十九号による」を「次に掲げる事項を記載した」に、「組合」を「、医師又は歯科医師による当該傷病のため勤務に服することができないことを証明する証拠書類と併せて組合」に改め、同項に次の各号を加える。

一　組合員の氏名及び住所並びに組合員証の記号及び番号
二　傷病名及び当該傷病が発病した年月日
三　勤務できなくなつた最初の年月日
四　請求期間、請求金額並びに払渡金融機関の名称及び預金通帳の記号番号
五　その他必要な事項

第百九条第二項中「場合において、次の各号」を「請求書を提出する場合においては、次」に、「添付」を「併せて提出」に改める。

第百十条中「別紙様式第三十号による」を「次に掲げる事項を記載した」に、「組合」を「、医師又は助産師による第二号に掲げる事項を証明する証拠書類と併せて組合」に改め、同条に次の各号を加える。

一　組合員の氏名及び住所並びに組合員証の記号及び番号
二　出産した年月日及び出産予定年月日
三　請求期間、請求金額並びに払渡金融機関の名称及び預金通帳の記号番号
四　その他必要な事項

第百十一条中「別紙様式第三十一号による」を「次に掲げる事項を記載した」に、「組合」を「、所属長による当該休業に関する事実を証明する証拠書類と併せて組合」に改め、同条に次の各号を加える。

一　組合員の氏名及び住所並びに組合員証の記号及び番号
二　勤務できなかつた期間及び理由
三　請求期間、請求金額並びに払渡金融機関の名称及び預金通帳の記号番号
四　その他必要な事項

第百十一条の二第一項中「別紙様式第三十一号の二による」を「次に掲げる事項を記載した」に、「組合」を「、人事担当者による当該育児休業等が承認された期間及び当該育児休業等に係る子の生年月日を証明する証拠書類と併せて組合」に改め、同項に次の各号を加える。

一　組合員の氏名及び住所並びに組合員証の記号及び番号
二　請求期間、請求金額並びに払渡金融機関の名称及び預金通帳の記号番号
三　その他必要な事項

第百十一条の三中「別紙様式第三十一号の四による」を「次に掲げる事項を記載した」に、「組合」を「、人事担当者による同条第一項に規定する介護休業の承認期間を証明する証拠書類と併せて組合」に改め、同条に次の各号を加える。

一　組合員の氏名及び住所並びに組合員証の記号及び番号
二　請求期間、請求金額並びに払渡金融機関の名称及び預金通帳の記号番号
三　その他必要な事項

第百十二条中「別紙様式第三十二号による」を「次に掲げる事項を記載した」に、「組合」を「、市町村長又は警察署長による当該死亡に関する事実を証明する証拠書類と併せて組合」に改め、同条に次の各号を加える。

一　組合員の氏名及び住所並びに組合員証の記号及び番号
二　請求金額並びに払渡金融機関の名称及び預金通帳の記号番号
三　その他必要な事項

第百十三条中「別紙様式第三十三号による」を「次に掲げる事項を記載した」に、「組合」を「、市町村長、消防署長又は警察署長による当該災害に関する事実を証明する証拠書類と併せて組合」に改め、同条に次の各号を加える。

一　組合員の氏名及び住所並びに組合員証の記号及び番号
二　請求金額並びに払渡金融機関の名称及び預金通帳の記号番号
三　その他必要な事項

第百十三条の二を次のように改める。

第百十三条の二　削除

第百十三条の二の二を削る。

第百十四条第一項第一号中「及び住所」を「、住所及び基礎年金番号」に改め、同項第五号中「組合員期間等」の下に「（以下「組合員期間等」という。）」を加え、同項第六号中「及び生年月日」を「、生年月日及び基礎年金番号」に改め、同項第九号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条第二項中「請求書」の下に「を提出する場合」を加え、「添付」を「併せて提出」に改め、同項第二号を次のように改める。

二　組合員期間等のうち組合員期間以外の期間を有する者にあつては、当該期間に係る管掌機関の確認を受けた年金加入期間確認通知書

第百十四条第二項第五号中「別表第二号表」を「別表」に改め、同条第三項中「第一項の請求書に添付」を「提出」に改め、同条第四項中「第一項及び第二項」を「第一項各号及び第二項各号」に改める。